

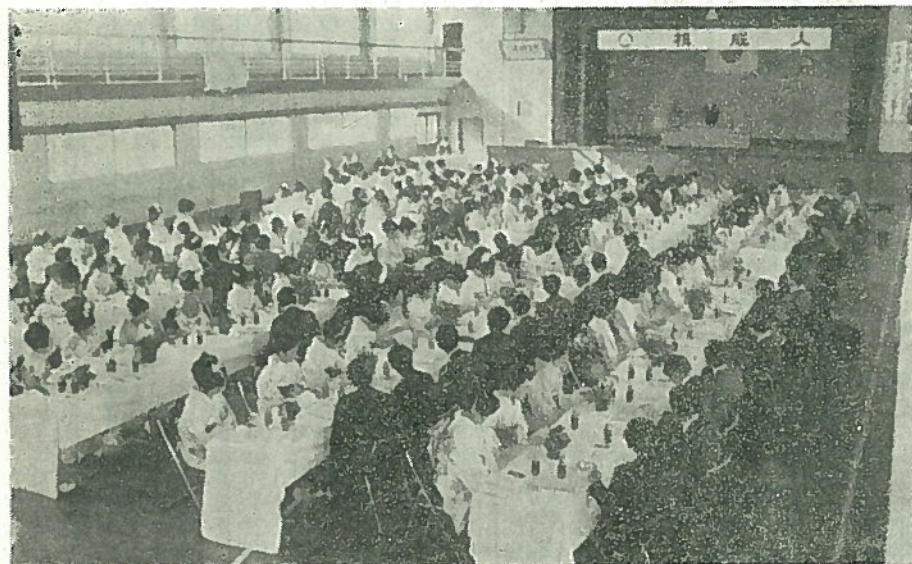
西郷村の人口及世帯数 (45.2.1現在)

世帯数	2,191
人口	10,503
男	女
5,174	5,329



発行日 昭和45年2月25日

発行所
西郷村役場
(電話磐城熊倉)
1番・2番・7番
編集発行人
企画課
印刷所
ワタベ印刷所



自由と責任の社会へ 巣立つ二百五十二名の若人

戦争のほとぼりまださめやらぬ、昭和二十五年三月までに生まれた赤ちやんが、とうとう今年は成人に達した。

昭和二十五年といえは朝鮮戦争が起つた年で、敗戦の混乱の中から、日本が起き上り、工業生産国として再出発すべく、レールに乗

りかけた年である。だから、今年成人になった人達は戦後の日本の経済成長と共に育つて来たといえる。

今年西郷村の成人者名簿に乗つた若人は
男 百九名
女 百四十三名
計二百五十二名

の多人数で、この制度が生じて以来の最高となつてゐる。

一月十五日、成人の日、西郷第一中学校体育館での成人式に参列した成人者は百八十四名で、これも今迄最も大型の成人式になつた。

当日は、各成人者に成人証書が手渡され、村長の告辞、教育長の式辞、米賓各位の祝辞の後成人代表の力強い宣誓があつて式を終つた、続いて矢吹在住の井戸沼俊頼氏の記念講演があり、その後記念撮影をして、すべての行事を終つた。

村長、教育長、米賓の方々の激励のこぼれにみられるように、この変転する社会の次代を担うべき青年に期待するところ、まことに大であり、成人式は重大な

意義を有するものとなつてゐる。

成人式 村長告辞

村長 佐藤一

本日、昭和四十五年の成人式を挙げるに当り成人を迎えた皆様に心からお祝いを申し上げます。

又、寒さきびしい中、お忙しい処、この式に参列を戴き祝杯を賜る来賓各位に厚く御礼を申し上げます。成人というのは一人の人間が子供から大人に成長していく「ある段階」でその社会的な自由と責任を自覚して載く一つの儀式です。「あなたは大人になりましたよ」というしるしが成人証書です。

欧米では成人した時、初めて家の「かぎ」を親から渡されるならわしとなつて居ります。

これは帰宅時間の自由を与えられることなのですがそれと同時に自分の行動には責任を持つことなのです。我國の憲法を見て「日本国民で年令二十才以上のものは衆議院議員及参議院議員の選挙権を有する」としてその権利を明記してあります。

しかしこの権利を与えられたと言うことは、社会に対して自分自身の意志を表わし、それを以つて社会に参加する義務を果せられたわけであり、

即ち、権利には義務が必ず伴うものであることをまず自覚してほしいと思ひます。

流動極まりない今日の世相の中に於て、自分が求めたい人間的なものが求められないと言ふ不満がずいぶんあります。

青年の能力の可能性が制度や組織に縛られて十分に発揮出来ない、たとへば職業を自己実現の場としてもめながら、その中で目的を見失ひ、生きがいを感じられないでいる人たちが非常に多い様であります。

この際、一つの活路として、青年が抱き、地域発展と自己充実のため捨て身になつて努力することが必要ではないかと思ひます。

そして、その尊い前進の姿に感激が生まれ、愛情が生まれ、信頼と期待が生まれ、青春のよろこびが花咲くものと考えます。

皆様が生まれたのは、戦後の混乱と欠乏の時代でありました。その困難なる時代を生きて抜いてここに立派な成人の日を迎えることになつたのであります。今日まで皆様を成長させて下さつた御両親を始め、御家族の皆様、恩師、先輩の感激は又一入なるものがあると思ひます。ここに改めて敬意と感謝を申し上げますのであります。

更に本日から国土建設の一員として亦、郷土振興の中核として仲間入りする皆様を大いなる期待を以つて歓迎致します。

本日のこのよき日を一時的な行事とせず成人の意義を銘記して「変ぼう」する社会の中で生活の向上と幸福享受のため知識技能をいよいよ深め堂々たる社会人として発展されることを希望と致します。

成人式教育長式辞

教育長 小針茂二

本日只今、成人証書を手にした二百五十二名の諸君の前に、諸君の前途を祝福する為、御参列下された来賓各位御臨席のもとに成人式が挙行されるに際し、式辭をのべる機会を与えられましたことは私の最も光榮に感じ喜びとするところであります。

成人式の意義についてはすでに十分御認識されているところと存じますが、唯、単に知識としてではなく、諸君が本日より置かれる位置が法的に社会的に重責を負わされるという、いわば人生過程における公民として正しい折目をつける日が今日であります。即ち、今までに身につけた豊かなる教養と強靱なる体力を身上にして自主的に積極的に社会に奉仕する責務が本日より生まれたということであ

ります。

このことは諸君自身にとりましても、郷土社会、国家にとりましてもこの上もない意義深いよろこびであります。

諸君

本日は本当におめでとう心から御祝い申し上げます。諸君は今日より諸君の先輩のよき後継者であると同時に後輩の良き指導者となるよう国家並びに郷土社会発展のために大きな理想をかかげ進んで参画される様期待するものであります。

社会の進歩はめまぐるしいものがあり、どうかすると急転化に即応できない場合が往々御座います。

それだけに今日ほど諸君の一人一人に責任を重んじ社会秩序の維持回復を要求される時代はないかと存じます。同時にまた、現代ほど自己を生かすと共に他を生かし、更に組織団体を生かす能力が要求されているときはないかと思うのであります。即ち、諸君の一人一人が社会に生きてゆく為の生活能力が認められなくなるものがあつてはならないからであります。

諸君は今後更に知性を磨き健全なる心身をつくり、日本人としての誇りと喜びを生運とも維持され、生活されるよう願ひいたすものであります。

どうか前向きな姿勢で一

歩前進されることを心から期待いたしまして式辭といたします。

夫婦二万円年金実現

—— 国民年金法改正のあらまし ——

国民年金法改正案が昨年十二月二日の第六十二臨時国会で成立しました。その内容は所得比例制を導入した「夫婦二万円年金」福祉年金の引上げなど充実したものであります。

改正された内容は次のとおりです。

△処出年金関係▽
(昭和四十五年七月より適用)

◎年金額の引上げ

◆老令年金

(二十五年間納めた場合)

改正・年額九万六千円

(月額八千円)

現行・年額六万円

(月額五千円)

又、年令の關係で十年間しか納めることの出来なかつた方の年金額は現行月額二千円から五千円に引上げられる。

◆障害年金

一級の方の場合

改正月額一万円

現行月額六千円

二級の方の場合

改正月額八千円

現行月額五千円

◆母子、準母子年金

改正月額七千六百円

現行月額四千六百円

◆遺児年金

改正月額七千六百円

現行月額二千五百円

なお、母子、準母子、遺

児年金については、二人目の子供から一人につき四百円が加算されます。

◆死亡一時金

保険料を納めた期間が三年以上十年未満の方が死亡した場合の死亡一時金は現行五千円から一万円に引上げられた。

◎所得比例制の導入
(昭和四十五年十月一日から適用)

国民年金に加入している方は、所得比例保険料、月額三百五十円を現在、皆さんが納めている保険料に計算して納めることが出来ま

す。

この所得比例保険料を二十五年間納めた場合の年金額は五万四千円(月額四千五百円)受けられます。

◎夫婦二万円年金

この所得比例制保険料の出現により、夫婦で受ける年金額は月に夫の分、定額八千円に所得比例分による四千五百円と妻の分、定額八千円、合わせて二万五千円になります。

◎高令者にもう一度機会が与えられました。

・高令者再任意加入
明治三十九年四月二日から明治四十四年四月一日までに生まれた方で、国民年金制度が出来た昭和三十六年に任意加入しなかつた方は昭和四十五年一月一日から昭和四十五年六月三十日までに入りの申込みをし、月に七百五十円のかけ金を五年間納めれば年額三万円(月額二千五百円)の老令年金が受けられます。

・高齢者の任意加入の継続

明治三十九年四月二日から明治四十四年四月一日までに生まれた方で、国民年金制度が出来た昭和三十六年に任意加入しなかつた方は昭和四十五年一月一日から昭和四十五年六月三十日までに入りの申込みをし、月に七百五十円のかけ金を五年間納めれば年額三万円(月額二千五百円)の老令年金が受けられます。

◎夫婦受給制限の廃止
(昭和四十四年十月分から適用)

いままです夫婦で老令福祉年金を受けていた方に受給制限がありました。これが廃止されました。

◎所得制限の緩和
(昭和四十四年五月分から適用)

六人家族の場合限度額百九十九万二千五百円(百五十五万五千円)

◆老令福祉年金を受けている方本人の限度額三十万円(二十八万円)

す。

◎保険料の改正

(昭和四十五年七月一日より適用)

現在、一ヶ月につき、三十五才未満が二百五十円、三十五才以上が三百円になつておりますが、これが一律四百五十円になります。

△福祉年金関係▽

◎年金額の引上げ

(一)内は改正前

◆老令福祉年金、月額千八百円(千七百円)

◆障害福祉年金、月額二千九百円(二千七百円)

◆母子、準母子福祉年金、月額二千四百円(二千二百円)

◆母子、準母子福祉年金、月額二千四百円(二千二百円)

◆母子、準母子福祉年金、月額二千四百円(二千二百円)

◆母子、準母子福祉年金、月額二千四百円(二千二百円)

◆母子、準母子福祉年金、月額二千四百円(二千二百円)

◆母子、準母子福祉年金、月額二千四百円(二千二百円)

◆母子、準母子福祉年金、月額二千四百円(二千二百円)

◆母子、準母子福祉年金、月額二千四百円(二千二百円)

◆母子、準母子福祉年金、月額二千四百円(二千二百円)

◆母子、準母子福祉年金、月額二千四百円(二千二百円)

◆母子、準母子福祉年金、月額二千四百円(二千二百円)

◆母子、準母子福祉年金、月額二千四百円(二千二百円)

◆母子、準母子福祉年金、月額二千四百円(二千二百円)

◆母子、準母子福祉年金、月額二千四百円(二千二百円)

◆母子、準母子福祉年金、月額二千四百円(二千二百円)

◆母子、準母子福祉年金、月額二千四百円(二千二百円)

◆母子、準母子福祉年金、月額二千四百円(二千二百円)

◆母子、準母子福祉年金、月額二千四百円(二千二百円)

◆母子、準母子福祉年金、月額二千四百円(二千二百円)

◆母子、準母子福祉年金、月額二千四百円(二千二百円)

◆母子、準母子福祉年金、月額二千四百円(二千二百円)

◆母子、準母子福祉年金、月額二千四百円(二千二百円)

昭和四十四年度

第三回定例議会

十二月十八日、村議会
昭和四十四年度第三回定例
会が開かれました。

議案は九件で、その主な
ものは上新田地区の高速自
動車道関連土地基盤整備事
業に関する件、稲作、畑作
畜産等の補助事業の補正予
算、村職員の人事院勧告に
基づく給与改定の件など
です。以下その概要をお知
らせます。

◎上新田地区の高速自動車
道関連土地改良事業につい

東北自動車道の関連事業
として、両側一キロメート
ルに優先的に土地基盤整備
を実施することは福島県の
打ち出した、特色のある対
策事業ですが、本村でも黒
川清水地区、上新田地区
米地区が、その施策に必ず
べく準備を進めています。
本年はまず上新田地区が工
事に着手しました。当地区
は四十四、四十五両年度に
またがつて工事を完成させ
る予定ですが、水田三十三
・七ヘクタールを、約三千
五百八十万円の事業費で整

備することになっています
なお、本事業には国県補
助金が七十パーセント、
村費支出が十パーセントの
高率助成があります。

今回、四十四年度分工事
の指名競争入札の結果、山
崎組が落札し、一千七百十
四万六千円で、工事が請負
われたので議会の議決を求
めることになったわけです
◎稲作特別対策事業補助に
ついて

既にご承知のとおり、政
府は稲作の転換期に際し、
四十四年度の施策として、
過去の政府売渡米の実績に
応じて、特別対策補助金を
交付することになったわけ
ですが、本村へも四十一年
から四十三年度まで三年間
の実績に応じて、年間平均一
俵当り百四十四円の交付が
ありました。
それが本村では千五百十九
名、六万四千八百六十六俵分、
八百七十一万円の補助金と
なり、今回の補正予算に組
み込まれました。
◎稲作転換対策事業補助に
ついて

これも又稲作の転換期に
当つての政府の対策事業の
一環です。四十四年度にお
いて米の生産を、飼料その
他の生産に切りかえた者に
対する助成措置が取られた
わけですが、本村では十名
の方が、総計五町三反五畝
の転換を行ない一反当り二
万円総計百七万円の助成を
受けました。

◎畑作経営総合改善濃密指
定地設置補助について

近年わが国の畑作は衰退
の傾向を見せており、これ
の対策が急がれています
その施策の一環として、モ
デル地区を設けて、畑作改
善を推進しようとするもの
です。これについては国県
で五十パーセント、村で十
パーセントの助成が得られ
ることになります。

本村では報徳地区がその
指定地となり、四十四、四
十五の二年度に渡り、事業
が行なわれます。本年度は
トラクター及びその附属品
格納庫の準備で事業費四百
三十二万八千円中、補助金
二百五十七万九千円が予算
化されました。

◎村職員の給与改定につい

これは人事院勧告にもと

づく給与改定で、給与条例
の改正と、それともなう
補正予算が行なわれました
今回の改正は①給料表の
改正で基本給がアップされ
たこと。

②扶養手当で、配偶者千円
を千七百円に、配偶者のな
い場合の子のうちの一人の
手当を六百円から千二百円
に引上げたこと。

③通勤手当で、最高限度を
二千四百円から二千八百円
に引き上げたこと、実費全
額支給の限度を千二百円か
ら千四百円に引き上げたこ
と、自転車通勤を六百円か
ら七百円に、原動機付自転
車七百円を九百円に引き上

げたこと。
④十二月期末手当百分の百
九十九を百分の二百に改め
たこと。

⑤寒冷地手当支給日八月末
日を八月十日に改めたこと

以上が議案のおもなものの
概要ですが、その他、特
別会計の補正予算、由井ヶ
原の上の村有地への県営治
山事業の承認北部地区簡易
水道工事分担金徴収条例の
改正等が上提され、全件原
案どおり議決されました。

なお、一般会計は三千二
百八十七万四千円の増額で
四十四年度の現計予算額は
三億一千六百五十七万七千
円となりました。

2月28日から3月13日まで

春季全国火災予防運動週間

これから、春先にかけて
気象条件の悪影響などによ
つて、火災が起りやすく、
又、大火になりやすいため
村民の皆さんに、防火意
識をたかめて頂き、それに
よつて、火災と火災による
人命事故の発生を防ぐこと
を目的として、二月二十八
日から三月十三日まで全国
一斉に火災予防運動が行な
われます。

【昨年の火災発生状況】

発生件数 八件
焼失面積 五千四百二十二平方メートル
損害額 二百三十万円

歳末助け合い募金
御協力ありがとうございました

昨年十一月十五日から行
なわれていました歳末助け
合い募金運動は、総額二十
五万九千九百九十三円と目標額
を上まわす実績をおさめる
ことが出来ました。ご理解
ある皆さんに紙上を以つて
厚く御礼申し上げます。
また、皆さんから寄せら
れたこの愛の寄金は早速年
末に、村内の恵まれない家
庭、社会福祉施設入所者、
長期入院患者の方々に対し
民生委員並びに村長がそれ
ぞれ訪問の上お見舞い申し
上げましたのでお知らせ致
します。

大倉吉太郎氏の遺志

社会福祉にご寄付

西郷村民生委員大倉吉太
郎氏はかねて病氣療養中で
したが、一月二十日遂にな
くなりました。

大倉氏は昭和四十年十二
月から四年間民生委員（虫
笠地区）を勤められ、村社
会福祉のために活躍され、
又、農業委員、農業共済
組合理事をも歴任、村のた
めに尽されました。

この度御遺志によつて長
男美義氏から、村の社会福
祉事業に役立てて下さいと
二万円の御寄付がありまし
た。謹しんでお知らせ致し
ます。

この寄付金は、西郷村社
会福祉協議会の低所得者貸
付金の原資として積立てら
れ、村内のめづまらない方
々に利用していただくこと
になります。

村民税の申告 は忘れずに

ことしも村民税の申告期になりました。

村では、村民の方々に申告の手続きをしやすいように各部に会場を設け、受付しております。

申告をする方には通知をしてありますので、指定日には必ず申告をすませて下さい。

ただし、事業所、役所などに勤務されている方で、業主から給与支払報告書を役場に提出している方、所得税の確定申告をされる方は申告をする必要はありません。

尚、当日何での都合で申告出来なかつた方は、三月十七日、十八日の二日間、役場税務課で申告の受付をするのでお知らせします。

国民健康保険証の 検認も忘れずに！

国民健康保険証の検認も村民税の申告と同時に村内

各会場で行なっております。現在、使用している国民健康保険証は三月三十一日有効期間が切れます。

検認をうけないと四月一日から使用出来なくなり、医者にいかつた時、七割給付が適用されず、医療費の全額を支払うことになり、すので必ず検認を受けるようお願いいたします。

白河准看護婦養成 所入学案内

白河准看護婦養成所では次のように生徒を募集しております。

▽入学資格
中学・高校卒業又は本年卒業見込みのもの

▽願書受付
昭和四十五年一月十六日から三月二十四日まで

▽提出書類
入学願書、履歴書、身上書、身体検査書、内申書（いづれも養成所規定のもの）に受験料五百円

▽入学試験日
昭和四十五年三月二十六

贈与税の申告の注意

昨年一年間にもらった財産の価額が四十万円をこえているときは、贈与税がかかります。また、もらった財産の価額が四十万円以下でも同じ人から、前年又は前々年に二十万円をこえる贈与を受けているときは、贈与税がかかります。

財産の贈与は親と子、夫と妻などの親族間で行なわれることが多く、財産をもつてもらうことが多く、贈与税がかかるという事を知らないで、うっかりする場合があります。

贈与税の申告と納税は二月一日から三月十六日

青色申告の申請は三月 十六日までに

青色申告をするといろいろの特典があり、税金の面でたいへん有利になります。又、毎日の記帳によつて事業の状態もよくわかり、経営の合理化にも役立ちます。

所得税について、昭和四十五年分から青色申告をしようとする方は、三月十六日までに「青色申告の承認申請書」を税務署に提出して下さい。

（白河税務署）

- ▽試験場
白河准看護婦養成所
- ▽試験方法
(1)筆記試験（国語・数学・社会・作文） 中学卒業程度のもの
(2)面接
その他

奨学金制度があります。入学願書、内申書等必要な方は切手十五円同封して申し込み下さい。

自衛官募集中

【応募資格】中卒以上の学力があり、年令十八才以上二十五才未満で身体健全な方であれば誰でも応募できます。

詳しくは役場総務課、又は自衛官郡山募集事務所へ。

一月の行事報告

日 曜
1 木 土
2 金 日
3 土 月
4 日 火
5 月 水
6 火 木
7 水 金
8 木 土
9 金 日
10 土 月
11 日 火
12 月 水
13 火 木
14 水 金
15 木 土
16 金 日
17 土 月
18 日 火
19 月 水
20 火 木
21 水 金
22 木 土
23 金 日
24 土 月
25 日 火
26 月 水
27 火 木
28 水 金
29 木 土
30 金 日
31 土 月

- 官庁御用初め
- 西郷村消防団出初式、矢吹農地・白河建設事務所と土地改良事業についての打合せ
- 農免道打合せ、上新田地区河川改修打合せ
- 西郷村選挙管理委員会
- 東北自動車道等規格差部路説明会（米地区）
- 広域市町村圏企画部会議
- 東北自動車道等規格差部路説明会（黒川・原中地区）
- 市町村連絡協議会、北部猟友会総会、児童扶養手当関係監査
- 成人式（西一中体育館）
- 東北自動車道地権者協議会
- 谷津田川河川改修打合せ、文化財調査委員会
- 米作減反協議会設立説明会、交通安全国民総ぐるみ中央大会
- 基地対策協議会、農業センサス調査説明会
- 議会委員長会議
- 東北自動車道地権者協議会、有線放送運営委員会、簡易水道第3回理事会
- 東北自動車道地権者協議会（価格原案発表）
- 全国山村振興連盟予算対策委員会
- 東北自動車道地権者協議会、芝原農道（道路改良工事）入札、経済委員会、自衛隊郡山募集事務所白河連絡所開所式
- 真船集乳所総会
- 東北自動車道地権者協議会、議長・副議長各常任委員長会議、東北自動車道関係土地改良事業促進陳情
- 民生委員推せん会
- 市町村社会教育振興会議
- 東北自動車道福島地区起工式、台風による被害村内地に発生す